

消費者

「保険金が使えない」という 住宅修理サービスにご注意！

【相談内容】

突然、Aさんの自宅に「お宅の瓦が傷んでいるように見えた。保険金を使えば自己負担は一切かからず屋根の修繕ができるので点検したい」と業者が訪問してきました。



Aさんが点検を了承すると、業者は屋根に上り撮影した写真をAさんに見せました。写真には、瓦が割れ、ひびが入っている様子が写っており、「このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい。」と言われました。

さらに「保険の申請は無料で代行する」とせかされ、詳細な見積もりや契約内容などをよく確認しないまま、約60万円の契約をしてしまいました。

しかし、よく考えると瓦の状態に対して工事代金が高いことや工事内容がいまいちなまま契約したことから、不安になり、やめたいと業者に連絡したところ高額な解約料を請求されてしまいました。

【アドバイス】

■すぐに契約しない！

「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。

■保険は自身で確認を！

保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかは、業者まかせにせず、ご自身で加入している保険会社に確認しましょう。

■複数の業者から見積もりを！

点検を依頼した場合でも、結果をうのみにせず、別の専門家などに確認して、複数の見積もりを取りましょう。

■フリーリング・オフで契約解除を！

訪問販売（点検商法）での契約は、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であればフリーリング・オフができます。契約の内訳が不明であるなど書面に不備があるときは、8日を過ぎても契約を解除できる場合があります。

* * *

困った時は消費者センターに相談してください。

■問い合わせ

消費者センター（☎8000-1234）